

第1回赤穂市特別職報酬等審議会会議録

- 1 日 時 平成30年8月1日（水）10:00～10:55
- 2 場 所 赤穂市役所6階 第2委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 前田 護、大木 善夫、井上 昭彦、山本 真一、眞殿 としみ、加藤 明、田端 智孝、家根 次代、寺田 榮治、岩崎 由美子
 - (2) 事務局 明石市長、尾崎総務部長、平野人事課長、山口人事係長、庵原主査
- 4 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 市長あいさつ
 - (3) 委員等紹介
 - (4) 会長の互選について
 - (5) 会長職務代理者の指名について
 - (6) 特別職の報酬について（諮問）
 - (7) その他
 - (8) 閉 会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第1回赤穂市特別職報酬等審議会を開催いたします。会長が選任されますまでの間、事務局の方で進行をさせていただきたいと思っております。

私は、人事課長の平野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、10名の委員のみなさん全員の出席をいただいておりますが、会議に入ります前に、この会議の公開、非公開と、会議録の開示、非開示の取り扱いについて、ご決定をいただきたいと思いますと考えております。

一般的に、このような審議会につきましては、市民参加の観点から原則公開としております。また、会議録につきましては、発言者が特定される部分は非開示として、それ以外の部分については、開示するという取り扱いが定着しておりますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ご了解をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

本日は、傍聴の申し出は聞いておりませんので、このままの状況で進めさせていただきますと思っております。

それでは、開会にあたりまして、明石市長からご挨拶を申しあげます。

明石市長

おはようございます。暑い日が続いておりますが、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠に有難うございます。委員の皆様におかれましては、平素より、市政各般にわたり、それぞれのお立場でご協力をいただいておりますこと、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

また、この度は、本市特別職の報酬等に関するご審議をお願いいたしましたところ、公募委員のお二方をはじめ、快くお引き受けいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

さて、わが国の社会経済情勢を見えますと、雇用・所得環境の改善が続くなか、景気は、緩やかに回復しているとされる一方で、本市におきましては、まだまだその実感が伴わない状況にあり、引き続き行財政改革を推進して、市民サービスの向上と健全な財政運営に取り組んでいるところでございます。

本市特別職の報酬等につきましては、前回、平成25年度にご審議いただき、平成26年度から見直し、現在に至っています。この間、本市を取り巻く環境も変化しているところであり、特別職の報酬等につきましても、その状況などを見極めたうえで、市民の十分なご理解と支持が得られるよう、適切な額について検討する必要があります。

今回の審議会におきましては、議員報酬と市長・副市長・教育長の給料の額につきまして、ご審議をいただきたく考えておりますので、皆様のご意見をとりまとめいただき、答申をいただければ幸いに存じます。

終わりになりますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、何かとお手を煩わすこととなりますが、何卒、慎重にご審議をいただき、適切なお判断をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局

それでは、お手元のレジュメに従いまして議事を進行させていただきます。3の委員等紹介であります。

このたび委員にご就任いただきました皆様をご紹介させていただきたいと思っております。配布いたしております「委員名簿」をご覧いただきたいと思っております。

この名簿の順に従い、こちらからお名前をお呼びしますので、申し訳ありませんが、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

(審議会委員を紹介)

事務局

皆様、よろしく願いいたします。続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員自己紹介)

- 事務局 それでは、議事に入っていきたいと思います。
はじめに会長の互選についてでございます。会長につきましては、お配りしております赤穂市特別職報酬等審議会条例の第4条第1項の規定によりまして、委員の互選によることとなっておりますので、ご意見をいただければと思います。
- 委 員 今までではどのようにされていきましたか。
- 事務局 会長につきましては、これまで学識経験者の中から選出していただいております。
- 委 員 関西福祉大学の加藤委員さんをお願いすればどうかと思います。
- 事務局 ただ今、加藤委員さんにとのご発言がありました。いかがでしょうか。
- (異議なしの声)
- 事務局 それでは、加藤委員さんに会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、前の会長席へお願いいたします。
それでは加藤会長、一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。
- 会 長 大変な重責であります。皆様のご協力のもと、十分に審議し、来年度の予算編成に間に合うように答申をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。それでは、ここからは加藤会長の議事進行でお願いいたします。
- 会 長 それでは、議事進行をさせていただきます。
まず、会長職務代理者の指名について事務局より説明願います。
- 事務局 赤穂市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定によりまして、職務代理者については、会長が指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願いいたします。

会 長 それでは、会長職務代理者に、自治会連合会代表の前田委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

委 員 会長のご指名でございますので、みなさま、ご協力の程よろしくお願ひします。

事務局 前田委員さん恐れ入りますが、前の席へお願いします。

事務局 それでは、市長より会長へ諮問させていただきます。

(市長から会長へ諮問書を手渡す)

会 長 ただ今、市長から特別職の報酬等につきまして諮問を受けました。諮問の内容等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申し訳ありませんが、説明の前に、市長は他の公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

明石市長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

(市長退席)

事務局 それでは、諮問の内容につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

(諮問書を朗読)

会 長 ただ今、諮問の説明がありましたが、本審議会として意見を答申することよろしいですか。

(異議なしの声)

会 長 それでは、答申することに決定いたします。次に、その他ということで、配布資料について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、お配りしております A3の資料をまず説明させていただきます。資料1ページをお開き下さい。右上、資料1としまして、前回、平成25年12月6日付で当審議会から市長あてに提出した答申書の写しであります。この答申書については、資料全体のゴム印でのページ数ではなく、答申書そのものの小さな字のページ数で説明をさせていただきたいと思っております。

まず1ページです。1の給料及び報酬の額についてであります。

前々回、平成21年の改定につきましては、改定方法として、給料そのものを減額するという方法ではなく、年間の減額相当分を期末手当の支給割合に換算して減にするという方法が取られていました。

前回の審議会では、このやり方を改め、他市との単純比較が可能となるように、月額報酬そのものを改定するべきとして議論が進められまして、最終的に市長は894,000円、副市長は742,000円、議長は486,000円、副議長415,000円、議員375,000円に決定いたしました。

また、2の期末手当の支給月数は一般職の職員に準じること、次の3の退職手当の支給割合については兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じることが適当であるとの答申がされたものであります。

恐れ入りますが、1枚めくっていただき、小さな字の3ページをご覧ください。中ほどの表をご覧くださいと思います。

市長・副市長は、前々回の答申に基づく期末手当による減額が、年収ベースで3.35%の引き下げ率で、その分を期末手当の支給月数の3.95月を3.45月に改めておりました。また、議長・副議長・議員につきましては、年収ベースで4.35%の引き下げ率で、その分を期末手当の3.95月を3.3月にしておりました。

前回の答申では、期末手当による減額ではなく、給料月額で調整することとしましたので、期末手当による減額分を逆に給料に置き換えたときのそれぞれの給料額を試算しているのがこの表になります。

市長は、元の給料の934,000円が902,711円に、副市長は、775,000円が749,037円に、議長は508,000円が485,902円に、副議長は434,000円が415,121円に、議員は392,000円が374,948円になるとの試算額であります。

その上で、各職における具体の改定の考え方としまして、市長、副市長の給料は、一つに、一般職(管理職)の給料改定状況のマイナス1.88%を基準とすること。

二つに、行革の取組みを考慮すれば、増額や据え置きは市民の納得が得られないことから、減額することが適当であるとされました。

また、議長、副議長及び議員につきましては、他市と比較して本市の報酬額は相対的に低いことや、議員定数を20人から18人に削減するな

ど、既に一定の経費削減努力が行われていることなどから、据え置きが適当であるとの結論が得られております。

次に、4ページのカッコ3、改定額の具体的な算出根拠等であります。

アに記載しておりますように、市長・副市長の給料の減額率につきましては、一般職のうち管理職の給料減額率であるマイナス1.88%を参考に、21年改定時の議員との減額率の差に着目したとき、減額率を1%とすることが適当との結論を得、市長は902,711円を894,000円に副市長は749,037円を742,000円に減額改定することが適当となったものです。

また、議長等の報酬については、3ページの表の試算額の端数整理でもって答申の額とすることが適当との結論が得られております。

以上が、前回の答申の考え方でございます。

なお、教育長につきましては、前回までは答申に含まれておりませんでした。地方自治法が改正され、平成27年4月から新たな教育制度が施行され、法律上、特別職として取り扱うこととなったため、今回の答申に含めていただくこととなります。

続きまして大きなゴム印の4ページ、資料2、特別職報酬等の改定経緯をご覧ください。

この資料は、市長・副市長・教育長の三役と、議長・副議長・議員について、それぞれ平成3年4月1日から前回の平成26年4月1日までの報酬等の改定経緯を記載しております。

この表の見方ではありますが、市長を例にとりますと、平成3年4月1日現在の給料月額が880,000円とありますが、これは改定前と比較して7.3%、額にして60,000円アップの880,000円になったということです。

平成16年4月1日にはマイナス改定となっておりますが、当時は国の三位一体改革によって地方交付税の削減などで財政状況が悪化しており、一般職の給与についても減額改定が行われていたものです。

また、平成21年4月1日の改定は、先程も資料1でご説明いたしましたが、報酬月額を改定するのではなく、期末手当でマイナス分を調整したものであります。

続きまして5ページ、資料3、人事院勧告及び赤穂市の給与改定状況であります。

まず、言葉の説明としまして、給与と給料の違いではありますが、給与は給料と扶養手当や管理職手当などの各種手当を含む額のことを言いますので、ご注意くださいと思います。

職員の給与につきましては、官民較差を是正することを原則とした人事院勧告に基づきまして、給料なり、各種制度などの改正を行っています。

この表の一番左側に、20年度から29年度までの人事院による月例給やボーナスの年間月数などの勧告内容を記載させていただき、次の赤

穂市の支給状況の欄で、その勧告に基づく一般職員の月例給やボーナスの改定状況と、また参考としまして国家公務員との給料比較となります。ラスパイレス指数や、職員数の状況を記載させていただいております。

また、次の欄では、市長等の三役と議員のボーナスの支給状況を記載させていただいておりますが、25年度の答申後、26年度からは職員の支給割合に準じて改正をしております。

続きまして6ページ、資料4、特別職の退職手当についてであります。今回の諮問には退職手当は入っておりませんが、前回の審議会で、退職手当の支給割合は兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じることとなりました。この答申に基づきまして、26年4月1日から兵庫県の退職手当組合と同率とするための改正を行い、さらに28年4月に、退職手当組合の減額改正に合わせて赤穂市でも減額の改正を行っております。この退職手当につきましては、今後も職員退職手当組合に準じて改正をしていきたいと考えております。

続きまして7ページ、資料5をご覧ください。

参考データとしまして、各職の4年間の、教育長は3年間の任期中の総収入額を試算した表です。

これにつきましては、給料等の自主減額等は反映させず、条例本則のままの額でもって試算しております。実際には、現在、市長は10%、副市長と教育長は5%の給与カットを行っておりますので、これより低い金額となります。

また、議長、副議長につきましては、現在2年若しくは1年の任期で交代されておりますので、現在の議長や副議長がこの額をもらっているということではございませんので、ご注意ください。

続きまして8ページ、資料6をご覧ください。

市長・副市長・教育長の給料と、一般職のうち行政職の部長で最も給与が高い職員を比較したものであります。

ちなみに、最高給の部長は同一人物ではありませんので、欄外に記載しております給与改定率(プラス3.88%)は単純比較できませんのでご注意をいただきたいと思っております。

この表からは、特別職と最高給の一般職員の給与を横並びで比較し、特に教育長の給料については、少なくとも職員よりも高い給料額に設定する必要があるとの考えが以前からありますので、そのあたりの金額が確認できるように作成したものであります。

次に9ページ、資料7は、部長級・課長級の平均給料月額を一覧にしたものです。

この表は、前回改定時の平成25年4月1日と、現時点、平成30年4月1日の部長級・課長級の管理職の平均給料月額を比較したものであり

ます。

まず、一番下の行、全体の平均のところをご覧くださいと思います。

25年4月の管理職員93人の平均給料は397,402円で、30年4月における管理職員89人の平均給料396,019円と比較し、5年間で0.35%の減となっています。前回答申の中で触れておりましたマイナス1.88%という数値は、今回このマイナス0.35%にあたるものです。

ただ、30年4月1日の給料は、平成30年度の人事院勧告がまだ出ておらず、改定の有無も含めて未定でありますので、人勧による増減は含まれておりません。

また、一番下にも記載しておりますが、職員の給料については平成28年4月に部長級のうち理事職を7級から8級に、その他の部長を6級から7級に格付を改正し、さらに本年4月には課長職を5級から6級に、また係長のうち主幹職を4級から5級に給料格付を上げる改定を行いました。が、国の給与制度の改正によるマイナスの影響もあり、5年前と比べて、マイナス0.35%という状況となっています。

次に10ページ、資料8、県下29市の特別職報酬等の状況(その1)としまして、29市の三役の給料と議員報酬の状況について、条例上の金額を調査したものを掲載しております。

30年4月1日現在の人口や面積、議員数を基本情報として記載させていただき、続けて、三役、議員について、現行の報酬や、その改定期間も合わせて一覧にして掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

次に11ページ、資料9をご覧ください。

県下29市の特別職報酬等の状況(その2)としまして、市長・副市長・教育長の給料・期末手当における自主減額の状況を掲記しております。

赤穂市においては5月から来年1月までの9ヶ月間、市長10%、副市長・教育長は5%の給料減額を実施していることを示しています。

次に12ページ、資料10をご覧ください。

こちらは、県下29市の特別職報酬等の状況(その3)としまして、先の資料9と同様の考え方で、議長・副議長・議員の報酬・期末手当における自主減額の状況を掲記しております。県下では、宝塚市と三田市で減額されております。

続きまして13ページ、資料11をご覧ください。

赤穂市と人口規模や産業構造などが類似する団体について、県内と、県外の一部の団体になりますが、それら類似団体の三役の給料と議員報酬の状況について、その条例上の金額を調査したものを一覧にして掲載しております。

なお、兵庫県内の自治体については、次の資料12と合わせて、資料8

から資料10の再掲という形になっています。

次の14ページ、資料12は、類似団体の特別職報酬等の状況(その2)としまして、市長・副市長・教育長の給料・期末手当におけます自主減額の状況を掲記しております。

次に15ページ、資料13をご覧ください。

県下29市の特別職報酬等の改定状況を一覧にし、直近の審議会の開催状況及び今後の開催見込みについて調査を行いまとめております。直近に開催した自治体ではほとんどが据え置きという結論となっているようですが、17番の川西市さんが、昨年度開催した団体では唯一マイナス改定となっております。ご参考にしていただければと思います。

次に16ページ、資料14をご覧ください。

平成28年度の県下29市の決算状況の一覧を掲記しておりますが、これにつきましては後ほどご覧ください。

最後に、18ページから19ページにかけては、資料15としまして、市職員の給与等の実態ということで、毎年広報等で公表しております赤穂市人事行政の運営等の状況を添付させていただいております。

以上、事務局からの資料説明を終わらせていただきます。

会 長 資料の説明をいただきましたが、何かご質問はありませんか。

委 員 資料7ページの期末手当の中の金額×1.15とありますが、この1.15とは何を指しているものですか。

事務局 期末手当には、給料に役職に応じて加算する制度があり、特別職・議員の場合はその加算が15%となっています。

委 員 兵庫県下の他の団体も役職加算は15%ですか。

事務局 11ページの資料9をお願いします。役職加算の欄をご覧くださいと思います。市によっては20%となっていたり、多いところでは45%の自治体もあります。県内では10%から45%の間でそれぞれの市において決めているところがございます。

委 員 今、説明のあった11ページの資料9の条例上の金額との記載がありますが、それは審議会等で決めた金額ということですか。

事務局 特別職の給料や議員の報酬は、条例で定めるということになっております。ただし、各市状況を見て、それぞれ市長の判断で自主的に減額して

いるものがございまして、それについては、条例とは違う金額となっておりますので、基本的には条例上の金額を基準に考えて頂ければと思います。

委員 資料14の決算状況の資料がありますが、赤穂市分だけでいいので前回改正のあった平成25年から平成28年までの普通会計で歳入総額がどのようにになっているのか資料をいただきたいと思います。

事務局 そうしましたら、平成25年からの歳入総額がわかる一覧資料を作り、再提出したいと思います。

委員 最初の資料1のところですが、期末手当支給月数が3.95月となっておりますが、資料5のところでは、4.4月となっておりますが、これはどういった経緯で答申以上の支給月数となっておりますか。

事務局 5ページの資料3をご覧ください。三役の支給月数の経緯を記載しているところがございます。合わせて4ページの資料2の21年4月1日の期末手当のところをご覧ください。平成21年に4.5月を4.0月に減にすとなっております。4.5月は当時の職員の支給月数です。次に資料3の三役のボーナス支給月数のところですが、三役はこの時にすでに0.05月行革の関係で減額しておりましたので、実際は4.45月の支給でした。この4.45月が元で、平成20年の答申では4.0月が出され、さらに人事院勧告で0.35月マイナスになりましたので、平成21年は3.65月の支給となります。

その後も人事院勧告によって改正を行い、前回平成25年には三役が3.45月、議員が3.3月という支給月数となっていました。この時の職員の月数が3.95月でしたので、答申書は職員に合わせて3.95月とすると記載されています。改正後の26年度は、人勧で0.15月増という勧告が出され、それに従い職員も特別職も改正を行いましたので、実際は3.95月が4.1月になり、その後も職員に合わせて毎年改正を行い、現在は4.4月が最新の支給月数となっております。

委員 結局、今の説明によると資料1の答申に「一般職に準じて復元し、年間3.95月とすることが適当である。」と記載されていますので、職員に準じて人事院勧告のたびに改正していったとの理解でよろしいですか。

事務局 おっしゃられるとおり、人事院勧告に基づき職員の改正に合わせて三役や議員も改正を行ってきたところであります。

委 員 資料データがたくさんある中で、先程の歳入の話ですが、なかなか分かりにくい部分もあるので基準年を設けて、その基準年を100とした場合の比較できる資料があると理解しやすいのではないかと思います。

事務局 資料の作り方として、工夫させて頂きたいと思います。

会 長 その資料は、次回の時までにはいただけるということによろしいですか。

事務局 次回までにお配りさせていただいて第2回では説明とあわせて、議論していただける状況を作っていきたいと思います。

会 長 資料につきましては、後程ゆっくりとご覧いただきたいと思います。次に、今後の日程について、事務局の説明をお願いします。

事務局 配布しておりますスケジュール表をご覧ください。

答申をいただき、額の改定を行うことからいたしますと、予算編成の日程上誠に勝手ではありますが、12月上旬ぐらいまでに答申をいただければありがたいと思っています。

従いまして、パブリックコメントの実施を前提に考えれば、時間的な制約もございますので、月1回程度のペースで、あと3回程度のご審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日8月1日を第1回として、第2回から第4回のところの下線を引いている日付につきましては、前回5年前の当審議会の開催日を参考として書かせていただいております。

審議の内容ですが、前回は1回目で本日のように資料等の提供をさせて頂いて説明を行い、2回目で資料を元にどうしていくべきかのご審議頂いております。3回目で審議いただいた内容から具体案をまとめて頂いて、それをパブリックコメントに出し、その結果に基づいて11月末にこの審議会としての意見をまとめるというスケジュールとなっておりますので、これを参考にしていきたいと考えております。以上でございます。

会 長 事務局の説明のとおり、これを大きなスケジュールの流れとしたいと思います。次回は事務局の考えはありますか。

事務局 事務局の勝手な考えにはなりますが、できれば8月の末、8月31日あたりでお願いできればと思っています。

会 長 時間帯は、何時頃ですか。

事務局 できれば、本日と同じ午前中でお願ひできればと思います。

委 員 8月31日は別の予定が入っています。

事務局 全員の日程を合わせるのは難しいかと思いますが、日程について会長の方でまとめていただければと思います。

会 長 それでは、31日ではどうしてもご都合が悪い方は、他にいらっしゃいますか。それでは31日ということで、どうしてもご都合がつかない方がいらっしゃっても申し訳ないですが、31日で進めさせて頂くということでよろしいでしょうか。31日の10時からでよろしくお願ひします。

先ほど、次回までの資料の要望がありました。他に何かご要望等ありますでしょうか。

では、次回開催日までに今日配布されました資料あるいは追加で配布される資料をご覧いただき、次回から本格的に審議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本日はここで会議を閉じさせていただきます。

ご苦労様でした。